

▶伊方町の避難所・休日医療・避難情報について

問 総務課危機管理室 ☎38-2655

指定緊急避難場所

災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその 危険から逃れるための避難場所

	名 称	所在地
伊方地域	伊方小学校グラウンド	湊浦993-1
	旧水ヶ浦小学校グラウンド	中之浜10-1
	豊之浦小学校跡グラウンド	豊之浦860
	伊方中学校グラウンド	湊浦803-1
	伊方町民グランド	川永田乙43
	九町小学校グラウンド	九町1-1712-1
	二見小学校跡グラウンド	二見甲1239
	三机小学校グラウンド	三机乙2515
	瀬戸中学校グラウンド	三机乙3305-1
	瀬戸球場	三机乙3340-1
頼	塩成小学校跡グラウンド	塩成278
地域	小島小学校跡グラウンド	小島甲1398-3
50	足成小学校跡グラウンド	足成655
	大久小学校グラウンド	大久1638
	むかいパーク	大久3170-219
三崎地域	三崎小学校グラウンド	三崎907
	三崎中学校グラウンド	三崎908
	三崎高等学校グラウンド	三崎511
	佐田岬小学校跡グラウンド	串473
	串地区体育館グラウンド	串110
	二名津小学校跡グラウンド	二名津365

指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性が なくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家 に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための 施設で、職員を派遣し、町が開設する避難所。原則として 学校・体育館等の大規模人員を収容できる施設

■伊方地域

名 称	所在地
日水ヶ浦小学校	中之浜10-1
日水ヶ浦小学校体育館	中之浜10-1
伊方小学校	湊浦993-1
伊方小学校体育館	湊浦993-1
伊方中学校	湊浦803-1
伊方中学校体育館	湊浦803-1
伊方町民会館	湊浦1995-1
生涯学習センター	湊浦1992
伊方町中央保健センター	湊浦866
伊方武道館	湊浦803-1
伊方スポーツセンター	湊浦803-1
伊方町地域振興センター	川永田甲1534-1
豊之浦地区体育館	豊之浦860
有寿来体育館	伊方越140-1
九町小学校	九町1-1712-1
九町小学校体育館	九町1-1712-1
町見公民館	九町1-1800-6
町見体育館	九町1-1807-1
二見地区体育館	二見甲1239
伊方老人デイサービスセンター	湊浦871-2
町見老人デイサービスセンター	九町6-840-14
特別養護老人ホームつわぶき荘	湊浦861-1

■瀬戸地域

名 称	所在地
三机小学校	三机乙2515
瀬戸町民センター	三机乙1084-1
三机地区体育館	三机乙1895-1
瀬戸中学校	三机乙3305-1
瀬戸総合体育館	三机乙3305-1
大久小学校	大久1638

広 告

◆土木工事業

◆電気工事業

◆電気通信工事



愛媛県知事 許可(般-30)第16412号

株式会社エーワン工業

本 社

〒796-0307 愛媛県西宇和郡伊方町中之浜336 PHONE&FAX: 0894-38-2866 松山支店

₹790-0925

愛媛県松山市鷹子町689-4

PHONE&FAX: 089-970-3595

HP: http://www.kk-a-one-kougyou.com

名 称	所在地
四ツ浜地区体育館	大久2516-1
瀬戸アグリトピア	大久2465-1
瀬戸デイサービスセンター	三机乙1087-1
特別養護老人ホーム瀬戸あいじゅ	川之浜594

■三崎地域

名 称	所在地
三崎総合体育館	三崎699
三崎小中学校体育館	三崎907
三崎小学校	三崎907
三崎中学校	三崎908
三崎高等学校	三崎511
三崎高等学校体育館	三崎511
三崎保健福祉センター (三崎デイサービスセンター)	三崎1700-16
串防災センター	串473
串地区体育館	串110

名 称	所在地
旧二名津小学校	二名津365
三崎公民館二名津分館	二名津442
二名津地区体育館	二名津442
特別養護老人ホーム三崎つわぶき荘	三崎4414-1
与侈防災センター	与侈1430

休日・夜間当番医のご案内

問 町民課医療対策室 ☎38-2653

休日・夜間当番医は、日・祝日などに急を要する症状となった場合に、初期の救急医療として診察などを行う医療機関です。休日・夜間に急な発熱・下痢・嘔吐などの症状が出たときは、当番医の医療機関をご利用ください。

- ■休日・夜間当番医は以下の方法でお知らせしています。
- ●毎月発行する広報紙 ●ホームページ



町がお知らせする避難情報

町は、町民の皆さまに避難が必要と判断した場合、その緊急度に応じた避難情報を防災行政無線でお知らせします。

呼びかけの種類	発令時の状況	町民のとるべき行動	
危険大 【警戒レベル5】 災害発生情報	・既に災害が発生した状態で、該当する地域の町民は 命を守る最善の行動をとらなければならない状況	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとりましょう。	
【警戒レベル4】 避難指示(緊急)	・災害の前兆現象発生など災害が切迫した段階で、人 的被害の発生する危険性が非常に高いと判断され る状況	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっ ており、緊急に避難しましょう。	
【警戒レベル4】 避難勧告	・人的被害の発生する可能性が高まった段階で、該当する地域の町民は避難、または、屋内安全確保等、命を守るための行動をしなければならない状況	指定緊急避難場所等への避難を基本とする避難行 動をとりましょう。	
【警戒レベル3】 避難準備・ 高齢者等避難開始	・避難の必要な災害が予想される段階で、避難準備を促す必要がある状況 ・避難に時間を要する人が円滑に避難をするため、避難行動を開始しなければならない状況	避難に時間を要する人(高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難しましょう。その他の人は避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意し、自発的に避難をすることが望ましいです。	

■自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域 の人々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主 防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族 を守ることにつながります。

■災害情報

災害時には、町より各種情報を提供します。また、皆さまからの情報もすみやかにお知らせください。

※町では、各世帯に防災無線戸別受信機を設置しています。

■知人や友人の安否情報「災害用伝言ダイヤル171」

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人等が「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話・PHS(共に一部事業者を除く)を使って行います。なお、利用にあたっての事前の契約等は不要です。

■非常持出品

いざという時のため、普段から非常持出品を用意し、リュックサックなどに入れておきましょう。



- ●非常食品3日分 ●水(目安30/日1人) ●救急用品
- ●ラジオ・懐中電灯 ●衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ
- すムツなどの生活用品・現金・通帳
- ●免許証や健康保険証のコピー

※町では、各世帯に非常用持出袋を貸与しています。

1 7 1 をダイヤルし、ガイダンスに従ってくだ さい。